

市会発議第2号

福知山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

上記議案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月27日

発議者	福知山市議会議員	足立 伸一
賛成者	福知山市議会議員	大谷 洋介
〃	〃	吉見 純男
〃	〃	高橋 正樹
〃	〃	塩見 聡
〃	〃	中嶋 守
〃	〃	イシワタ マリ
〃	〃	荒川 浩司

福知山市議会議長 田淵 裕二 様

(別紙)

福知山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部を改正する条例

第7条を第11条とし、第6条第2項中「の期間」の次に「(以下「算定期間」という。)」を加え、同条を第7条とし、同条の次に次の3条を加える。

(期末手当の支給停止)

第8条 前条の規定にかかわらず、議長等が算定期間において逮捕等の処分を受けたときは、当該逮捕等の処分の期間に係るその者に対する期末手当の支給を停止する。ただし、当該逮捕等の処分を受けたことを知ったときが支給を停止すべき期末手当の支給後であること又は当該期末手当の支給直前であることにより支給を停止することができないときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給を停止する期末手当の額は、各算定期間における逮捕等の処分の期間の日数に応じて、各算定期間におけるその者の在職期間を基礎として、日割りによって計算した額とする。

(停止されていた議員報酬及び期末手当の支給)

第9条 第4条第1項及び前条第1項の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その該当することとなった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日に支給する。その該当することとなった日において議長等の職を離れている者についても、同様とする。

(1) 公訴を提起しない旨の処分があったとき。

(2) 無罪の判決が確定したとき。

(支給停止に係る議員報酬及び期末手当の不支給)

第11条 第4条第1項及び第8条第1項の規定により支給を停止されていた、又は支給を停止する議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、有罪の判決（略式命令を含む。）が確定したときは、支給しない。この場合におい

て、第4条第1項及び第8条第1項の規定により支給を停止されるべきであった議員報酬及び期末手当のうち、既に支給されたものがあるときは、当該支給を受けた議長等は、これを返納しなければならない。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(議員報酬の支給停止)

第4条 前2条の規定にかかわらず、議長等が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分（以下「逮捕等の処分」という。）を受けたときは、当該逮捕等の処分を受けた日から当該逮捕等の処分を解かれた日までの期間（1日のうちに逮捕等の処分をされていなかった時間がある日を除く。以下「逮捕等の処分の期間」という。）に係るその者に対する議員報酬の支給を停止する。ただし、当該逮捕等の処分を受けたことを知ったときに支給を停止すべき議員報酬の支給後であること又は当該議員報酬の支給直前であることにより支給を停止することができないときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給を停止する議員報酬の額は、各月における逮捕等の処分の期間の日数に応じて、日割りによって計算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けている議長等に係るこの条例の適用については、この条例の施行の日を第4条第1項の逮捕等の処分を受けた日とみなす。